

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

施策名	目標5-4 動物の愛護・管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	514	541	493	370
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	▲66	▲92	0	-	-
	合計(a+b+c)	448	449	493	-	-
執行額(百万円)	400	363	379	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		92千頭	92千頭	86千頭	72千頭	59千頭	集計中	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
38千頭		38千頭	33千頭	24千頭	14千頭	集計中	20千頭		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和3年度の自治体における犬及び猫の引取り数は59千頭で、平成30年度の92千頭より33千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は14千頭で、平成30年度の38千頭から24千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、令和12年度における殺処分数を2万頭(平成30年度比50%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については令和3年度に達成された。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、施策は達成すべき目標に寄与しており、引き続き施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。  【測定指標】 <自治体における犬及び猫の引取り数の減少> <令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。>  指標は「基本指針」に沿って設定している。 なお、「引取り数の減少」よりも施策効果を著していると考えられることから、令和5年度事前評価より、マイクロチップの装着義務化や譲渡促進事業の効果を図る指標として「返還・譲渡率の増加」を設定した。

学識経験を有する者の意見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	野村環(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------